

前橋市による NTT 東日本に対する損害賠償請求について

1 本訴訟の概要

本訴訟は、前橋市が NTT 東日本に委託した前橋市教育情報ネットワーク（MENET）構築・保守業務において、NTT 東日本の看過しがたい契約違反を原因として、前橋市が被った1億7735万6440円の損害を NTT 東日本に対して求める訴訟です。

この NTT 東日本の契約違反により生じた不正アクセス問題により、教育の情報化を推進していた教育現場には混乱が生じ、前橋市は多数の損害を被る事態となりました。

このような混乱を引き起こした NTT 東日本に対し契約違反に基づく損害賠償を求めるため、この度、訴訟提起するに至りました。

2 本訴訟における前橋市の主張の要点

① 適切なファイアウォールの通信設定が契約内容になっていたこと

前橋市は、NTT 東日本との間で、平成27年5月21日に MENET の移管設計・構築に関する業務委託契約を締結しました。

本件契約の相手方の選定は、公募型プロポーザル方式で行われ、前橋市は各業者に対して、高水準のセキュリティシステム（例えば、ネットワークの内部と外部の通信を制限するファイアウォールを適切に設定すること）を要求しました。

このような前橋市の要求を受け、NTT 東日本は、ファイアウォール等によるセキュリティシステムの安全性を謳って応募し、契約業者に選定されました。

こういった前提があったことから、前橋市と NTT 東日本との本件契約では、外部・内部の2重のファイアウォールを適切に設定することなどが契約内容になりました。

② NTT 東日本に看過しがたい契約違反があったこと

ところが、NTT 東日本が行った、外部・内部ファイアウォールの設定では、契約違反による重大な不備がありました。

本来、外部者からの攻撃に対し、内部ネットワーク及び個人情報ネットワーク内の情報を守るため設定されるべきファイアウォールですが、

NTT 東日本は、契約の内容に違反して、MENET の外部・内部ファイアウォールの通信設定に関し、いずれもファイアウォールの外から中に容易に侵入できるような設定としていました。

そのため、外部攻撃者が、内部ネットワーク及び個人情報保護ネットワークに侵入できる状態になってしまいました。

その後、平成27年9月30日に NTT 東日本は、上述したファイアウォールの設定不備がある状態で、MENET を前橋市に引き渡しました。

前橋市は、NTT 東日本から、運用前試験の結果報告において、通信制限の設定が適切であると報告を受けたため、MENET の運用を開始し、その後の保守業務でも、不備が是正されることなく、平成30年3月6日に不正アクセスが確認される事態に至りました。

③ 損害（MENET 再構築に要する費用等）

損害の概要は、不正アクセスされたMENETを安全に利用可能な状態に再構築させる費用、本件の原因を突き止めるのに要した費用、教育現場の混乱を最小限に食い止めるために要した費用などです。

3 本訴訟に至る経緯

(1) 事前の交渉

前橋市は、NTT 東日本に対し、訴訟外で、平成31年1月に本件に関する損害賠償請求を行いました。

しかしながら、NTT 東日本は、同社の契約違反の責任を棚上げし、前橋市の賠償請求を真っ向から否定する姿勢を見せたため、交渉は決裂しました。

(2) 議会の可決

前橋市議会は、令和2年3月12日、本件訴訟を提起する旨の議案を満場一致で可決しました。

(3) 本訴訟の提起

前橋市議会の議決に基づき、前橋市は、令和2年3月26日、NTT 東日本を被告として、前橋地方裁判所に対し本訴訟を提起しました。その後、本日、第1回口頭弁論期日がありました。

4 第1回口頭弁論期日の経過

令和2年6月6日付で提出された被告答弁書は、追って認否するという内容であり、具体的な認否反論はされませんでした。

今後、NTT 東日本からの主張に対し、前橋市は、適正に対応して参ります。

以 上

本件に関する問い合わせ先
教育委員会事務局 学校教育課 管理係
電 話 027-898-5812（直通）